

## 公告

下記のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

平成30年12月28日

南三陸町長 佐藤 仁

### 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 南三陸町病院事業医療事務業務プロポーザル
- (2) 業務内容 南三陸病院における医療事務委託業務
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成34年9月30日まで
- (4) 予定額 168,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする

### 2 応募資格要件

本プロポーザルへの応募資格要件は、次に掲げる全ての項目を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止中の者及びこれに準ずる者でないこと。  
また、南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条の規程に該当する者でないこと。
- (3) 次の事項に該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者又は応募しようとする日の前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程による更生手続開始の申立てをしている者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規程による再生手続開始の申立てをしている者
- (4) この公告の日において、いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 1年以上引き続き、医療事務業務を業として営んでいること。
- (6) 南三陸病院と同種、同規模程度の宮城県又は東北地方の医療機関において、過去3年以内に同種の業務を履行した実績があること。
- (7) 業務を履行するにあたって、委託する期間、場所において確実に遂行できることを証明するのに足りる資料を提出すること。
- (8) 業務を履行するにあたって、管理責任者及び診療報酬請求事務に係る従事者は、厚生労働大臣等認定の医療事務技能審査又は診療報酬請求事務能力認定試

験に合格した者とし、他の従事者は有資格者を配置すること。

- (9) 従事者は、南三陸病院と同規模程度の医療機関での経験のある者を配置すること。

### 3 募集要項及び仕様書の公表

- (1) 期間 平成30年12月28日(金)から翌年1月11日(金)まで  
(2) 方法 南三陸病院ホームページ

### 4 公募スケジュール

- (1) 参加表明書の提出期限 平成31年 1月16日(水)  
(2) 質問書の提出期限 平成31年 1月21日(月)  
(3) 質問への回答 平成31年 1月23日(水)まで  
(4) 企画提案書提出期限 平成31年 1月25日(金)  
(5) プレゼンテーション 平成31年 1月31日(木)  
(6) 業者決定通知 平成31年 2月 8日(金)

### 5 募集要項及び仕様書に対する質問及び回答

- (1) 質問書の提出期限及び方法

ア 提出期限 平成31年1月21日(月)午後5時

イ 提出方法 質問書(様式1)に記入のうえ、メール又はファクシミリにより提出すること。

- (2) 質問への回答

平成31年1月23日(水)までに、文書にて参加表明書提出者全員に回答する。

### 6 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成31年1月16日(水)午後5時  
(2) 提出場所 南三陸病院総務課  
(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

### 7 参加辞退

参加表明書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

### 8 参加資格審査結果通知

参加表明書等の提出があった応募者についてはその書類を審査のうえ、結果を通知する。

なお、参加要件を満たしている応募者は、企画提案書を提出することができるが、参加要件を満たしていない応募者はこの時点で失格とする。

## 9 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成31年1月25日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 南三陸病院総務課
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

## 10 審査及びプレゼンテーションの実施

審査に際しては、「南三陸町病院事業医事業務委託に係るプロポーザル審査委員会」にて審査を行い、企画提案書の提出に伴い、プレゼンテーションを実施するものとする。

なお、プレゼンテーションに際し、パソコン等の機材の使用は妨げないが、応募者が責任をもって行うこととし、準備・提案説明の時間は15分とする。終了後、10分程度の質疑応答を行う。

## 11 契約について

審査の結果、最良の提案をした者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。